

第2回 葛塚東小学校・太田小学校統合実行委員会（総務部会）

1 年間行事、交流授業の計画・実施

- (1) 平成29年度の交流行事・授業について

- (2) 統合後の年間行事に生かしていけるものについて

2 施設・設備の整備

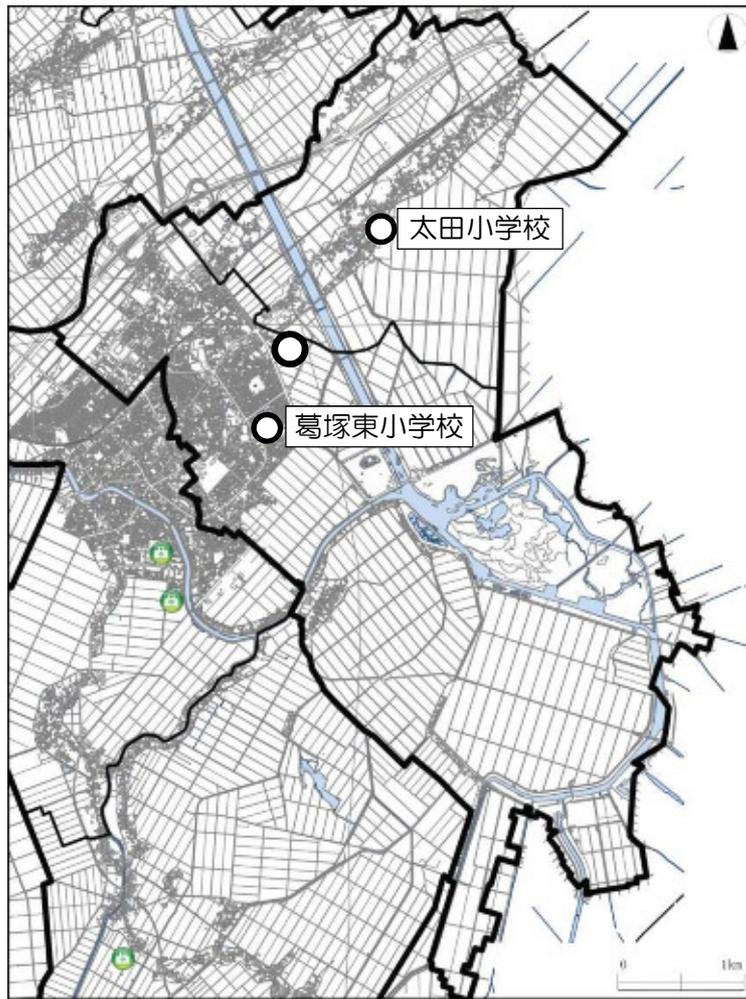
- (1) 児童数・学級数の推計と教室数について

- (2) その他の施設・設備について

3 副教材の調整

4 その他（夏季休業中のプール開放、教職員の異動、カウンセラー配置 等）

葛塚中学校区 通学区域概図



児童数・学級数 将来推計

校名	学年	実数値		推計値											
		平成28年度		29		30		31		32		33		34	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
葛塚東小	1	104	4	101	4	99	4	94	3	92	3	78	3	90	3
	2	109	4	104	4	101	4	99	4	94	3	92	3	78	3
	3	113	4	109	4	104	3	101	3	99	3	94	3	92	3
	4	87	3	113	4	109	4	104	3	101	3	99	3	94	3
	5	100	3	87	3	113	4	109	4	104	3	101	3	99	3
	6	117	4	100	3	87	3	113	4	109	4	104	3	101	3
	計		630	22	614	22	613	22	620	21	599	19	568	18	554
太田小	1	7	1	12	1	18	1	8	1	12	1	12	1	11	1
	2	13	1	7	1	12	1	18	1	8	1	12	1	12	1
	3	9	1	13	1	7	1	12	1	18	1	8	1	12	1
	4	9	1	9	1	13	1	7	1	12	1	18	1	8	1
	5	15	1	9	1	9	1	13	1	7	1	12	1	18	1
	6	8	1	15	1	9	1	9	1	13	1	7	1	12	1
	計		61	6	65	6	68	6	67	6	70	6	69	6	73
統合後の葛塚東小	1					117	4	102	4	104	4	90	3	101	4
	2					113	4	117	4	102	4	104	4	90	3
	3					111	4	113	4	117	4	102	3	104	3
	4					122	4	111	4	113	4	117	4	102	3
	5					122	4	122	4	111	4	113	4	117	4
	6					96	3	122	4	122	4	111	4	113	4
	計					681	23	687	24	669	24	637	22	627	21

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
日	曜	葛塚東小学校	日	曜	太田小学校	日	曜	葛塚東小学校	日	曜	太田小学校	日	曜	葛塚東小学校	日	曜	太田小学校
1	土	学年始休業日	1	月	全校朝会	1	木	全校朝会 委員会⑤	1	土	地域懇談会	1	火	個別懇談③・第51回水泳競技記録会	1	金	給食開始
		学年始休業日			全校朝会 委員会③			全校朝会 個別懇談会③						夏季休業日・市水泳競技記録会?			
2	日		2	火	安全点検日	2	金	プール清掃	2	日		2	水	市小研の日	2	土	葛塚中体育祭
3	月		3	水	憲法記念日	3	土		3	月	全校朝会	3	木		3	日	
					憲法記念日						全校朝会 クラブ③ホタルを観る会						
4	火		4	木	みどりの日	4	日		4	火	ALT 安全点検日	4	金		4	月	発育測定② 委員会⑦
					みどりの日									下校バトロール情報交換会			
5	水		5	金	こどもの日	5	月	体力テスト(3, 4年)	5	水	市小研③	5	土		5	火	葛塚まつり
					こどもの日			委員会⑤ 安全点検日			市小研の日 下校バトロール③・集団下校13:50						全校稲刈り ALT
6	木	新任式・前期始業式入学式準備	6	土		6	火	体力テスト(5, 6年)	6	木		6	日		6	水	葛塚まつり 市小研の日
		新任式・1学期始業式						ALT 4～6年プール清掃									市小研の日
7	金	入学式 2年以上3時間下校	7	日		7	水	市小研② 全校算数テスト	7	金	4限放課 三校連絡会全体会(葛塚東小)	7	月		7	木	葛塚まつり 交通安全街頭指導日
		入学式						市小研の日 下校バトロール②・集団下校14:50			4限放課 三校連絡会全体会(葛塚東小)						稲刈り予備日
8	土		8	月		8	木	学習参観 ノーメディアデー②	8	土		8	火		8	金	
		福島潟グリーン作戦			全校田植え			ピオトーブの日② 三校生活チャレンジ週間①・ノーメディアデー(～15日)									
9	日		9	火	ハッピー班名簿完成	9	金	交通安全街頭指導日	9	日		9	水		9	土	
					田植え予備日 児童朝会(応援団) ALT												
10	月	交通安全指導(～15日) 2～6年給食開始	10	水	委員会③	10	土		10	月	町内班会議②3限	10	木		10	日	
		給食開始(2～6年) 委員会① 1年下校指導(～13日)			ピオトーブの日① 下校バトロール①・集団下校14:50						ピオトーブの日③ 委員会⑥						
11	火	交通安全街頭指導(～14日) 給食開始	11	木	集団下校訓練①5限	11	日		11	火	4・5・6年県小教研学習指導改善調査(国)	11	金	山の日	11	月	委員会⑧
		知能検査(2・4・6年) ALT									児童朝会(3年) ALT			山の日			ピオトーブの日④ クラブ④
12	水	2～5年5時間授業 委員会①(6年のみ)	12	金	交通安全街頭指導日	12	月	学習参観日②・引渡し訓練 1年子どもの体験型安全教室 5・6年修学旅行説明会	12	水	委員会⑦ 全校国語テスト③ 4・5・6年県小教研学習指導改善調査(算)	12	土		12	火	児童朝会(2年) ALT
		1年給食開始・4限放課 NRT学力検査(国)						児童朝会(健康委員会) ALT			1年巡回歯科衛生指導						6年葛塚中部活動体験(午後)
13	木		13	土		13	火	安全点検	13	木	交通安全街頭指導日 ノーメディアデー③ 児童朝会	13	日		13	水	6年葛塚中体験入学① わくはね広場
		NRT学力検査(算)															学習参観日④
14	金	1年給食開始 NRT(2・4限, 2～6年)	14	日		14	水	委員会⑥(5年のみ)	14	金	4・5・6年県小教研学習指導改善調査(理)	14	月		14	木	ノーメディアデー④
		1年普通授業開始			古紙回収①			わくはね広場			地区児童会②						学習参観(全校一斉道徳授業) 学年懇談会
15	土		15	月	安全点検日 ハッピー班顔合わせ会	15	木	6年修学旅行① 3年交通安全教育(自転車教室) 午前	15	土		15	火		15	金	
					委員会④												
16	日		16	火	ハッピー班I期清掃開始	16	金	6年修学旅行②	16	日		16	水	市小研研究発表会前日準備	16	土	
					運動会全体練習 ALT			避難訓練②(全市一斉)									
17	月		17	水	委員会② 1学期どんぐり始まり会	17	土		17	月	海の日	17	木		17	日	
					全校漢字テスト わくはね広場						海の日						
18	火	6年全国学力・学習状況調査	18	木	ノーメディアデー①	18	日		18	火		18	金		18	月	敬老の日
		6年全国学力・学習状況調査 ALT									全校計算テスト ALT				振興会親子行事前日準備		敬老の日
19	水	1年平常授業開始 委員会②	19	金		19	月	前期教育相談①	19	水	クラブ③	19	土		19	火	月曜授業 委員会⑧ ALT
		地区児童会① 集団下校指導			運動会前々日準備(4・5・6年)			プールの授業開始 クラブ②			朝の読み聞かせ② わくはね広場				振興会親子行事		月曜授業 委員会⑧ ALT
20	木		20	土		20	火	前期教育相談②	20	木		20	日		20	水	クラブ⑤
								全校漢字テスト ALT									全校漢字テスト 下校バトロール③・集団下校14:50
21	金	町内班会議①3限	21	日		21	水	クラブ②	21	金	前期前半最終日全校集会 4時間授業, 給食終了	21	月		21	木	
		学習参観日①・学年懇談会 振興会総会・歓迎会			運動会			朝の読み聞かせ①			夏休み前全校朝会 給食終了日 4限・給食・清掃後放課						
22	土		22	月	委員会④	22	木	前期教育相談③	22	土		22	火	市小研発表会(午前)	22	金	全校バス遠足
					運動会振替休業日			5・6自然体験学習(中条)??						市小研発表会(午前)			
23	日		23	火		23	金	前期教育相談④	23	日	P.T.A古紙回収(予定)	23	水		23	土	秋分の日
					運動会予備日 ALT												秋分の日
24	月		24	水		24	土		24	月	夏季休業開始日	24	木		24	日	
		避難訓練① 5限放課			全校計算テスト わくはね広場						夏季休業開始日						
25	火	1年生を迎える会	25	木		25	日		25	火		25	金		25	月	クラブ⑤
		児童朝会(委員会紹介) ALT 三校連絡会幹事会①															
26	水		26	金		26	月		26	水	市陸上競技記録会(東地区)	26	土		26	火	全校計算テスト ALT
		交通安全教室 わくはね広場			運動会前日準備・4時間授業						市陸上競技記録会(東地区)						
27	木	学習参観・学校説明会・P.T.A総会・懇談会	27	土	運動会	27	火	5年自然教室①	27	木	個別懇談①	27	日		27	水	持久走記録会 わくはね広場
								全校計算テスト ALT			特別教室ワックスぬり						
28	金		28	日		28	水	5年自然教室②(午前:カヌー)	28	金	市陸上競技記録会予備日(東地区)	28	月		28	木	委員会⑨(前期反省)
					古紙回収予備日			わくはね広場			市陸上競技記録会予備日(東地区)						
29	土	昭和の日	29	月	振替休業日	29	木		29	土		29	火	前期後半開始日 3時間授業	29	金	児童朝会 持久走記録会予備日
		昭和の日			クラブ①			体力テスト						安全点検日			
30	日		30	火		30	金		30	日		30	水	夏季休業日最終日	30	土	
					個別懇談会① ALT									県小教研分析			
			31	水					31	月	個別懇談②	31	木	前期後半開始日 全校朝会 3時間授業			
					個別懇談会②									夏休み明け全校朝会 4限・給食・清掃後放課			

平成29年度 新潟市立葛塚東小学校・新潟市立太田小学校 年間行事予定対照表 (10月～3月)

2016年10月24日現在

10月			11月			12月			1月			2月			3月		
日	曜	葛塚東小学校	日	曜	太田小学校	日	曜	葛塚東小学校	日	曜	太田小学校	日	曜	葛塚東小学校	日	曜	太田小学校
1	日	コミュニティの日	1	水	全校朝会 クラブ⑦ (3年クラブ見学)	1	金	全校朝会 にじいろ 音楽祭	1	月	元日	1	木	全校朝会	1	木	全校朝会
2	月		2	木		2	土		2	火		2	金		2	金	学習参観日5限・学 級懇談会
3	火		3	金	文化の日 葛塚中文化 祭	3	日		3	水		3	土		3	土	
4	水	4時間授業	4	土		4	月	にじいろ音楽祭 委 員会④	4	木		4	日		4	日	
5	木	4時間授業	5	日		5	火		5	金		5	月		5	月	5限放課
6	金	前期終業式 給食な し	6	月	後期教育相談①	6	水	市小研の日	6	土		6	火		6	火	児童朝会(委員会引継 式)
7	土		7	火	後期教育相談②	7	木	交通安全街頭指導日	7	日		7	水		7	水	わくはね広場(6年茶 会)
8	日		8	水	委員会②	8	金	5年北区演劇観賞会(午 後)	8	月	成人の日	8	木		8	木	交通安全街頭指導日 卒業 式練習①3限 ノーメディ アデー⑩
9	月	体育の日	9	木	後期教育相談③	9	土		9	火		9	金	交通安全街頭指導日	9	金	卒業式練習①
10	火	後期始業式	10	金	児童朝会 ノーメディア デー⑥ 交通安全街頭指導 日 後期教育相談④	10	日		10	水	後期後半開始・全校朝会 4時間授業・給食開始	10	土		10	土	
11	水	委員会⑩(後期開始)	11	土		11	月	個別懇談(希望制)①	11	木		11	日	建国記念の日	11	日	
12	木	交通安全街頭指導日 ノーメディアデー⑤	12	日		12	火	個別懇談(希望制)②	12	金	交通安全街頭指導日	12	月	振替休日	12	月	委員会⑦(後期最終・ 新年度引継ぎ)
13	金		13	月	三校連絡会幹事会②	13	水	個別懇談(希望制)③	13	土		13	火	ALT6年	13	火	卒業式予行練習② ALT
14	土		14	火		14	木	ノーメディアデー⑦	14	日		14	水	委員会⑦(後期反省) 安全点検日	14	水	地区児童会④ わく はね広場
15	日		15	水	市小研の日	15	金	児童朝会 6年中学校授業 体験(午後) 安全点検日	15	月	委員会⑮ 安全点検 日	15	木	委員会⑭ 校内書き 初め展	15	木	卒業式全体練習②2, 3限 安全点検日
16	月	安全点検日 クラブ ⑥	16	木	終日参観日 安全点検日 1年体験型安全教室2学級	16	土		16	火	校内書き初め展(～25 日)	16	金		16	金	4時間授業
17	火	就学時健診職員打合 せ	17	金	1年体験型安全教室 2学級	17	日		17	水	市小研の日	17	土		17	土	
18	水		18	土		18	月		18	木	ノーメディアデー⑧	18	日		18	日	
19	木		19	日		19	火		19	金	三校連絡会教務主任 会	19	月		19	月	5限放課
20	金	しのめ学習発表会前日準 備 4時間授業	20	月	委員会⑯ 東小ハッピー祭 り準備(5・6限)	20	水		20	土		20	火	6年生を送る会	20	火	学習参観日⑥・学年 懇談会 ALT
21	土		21	火		21	木		21	日		21	水		21	水	4時間授業 給食最 終
22	日	しのめ学習発表会・ PTAバザー	22	水		22	金	後期前半最終日全校朝会 5時間授業 給食最終日	22	月		22	木	新入児童保護者説明会 13:30～プレイルーム・体 育館	22	木	終業式
23	月	振替休業日	23	木	勤労感謝の日	23	土	天皇誕生日	23	火		23	金		23	金	卒業式
24	火		24	金	東小ハッピー祭り(1 ～3限)	24	日		24	水		24	土		24	土	
25	水	委員会⑪	25	土		25	月	冬季休業開始日	25	木	新1年生幼・保・小情報 交換会	25	日		25	日	古紙回収予備日
26	木	就学時健診(午後) 短縮4時間授業	26	日		26	火		26	金	集団下校訓練② 児 童朝会	26	月		26	月	学年末休業開始日
27	金		27	月	太田の森祭り前々日 準備	27	水		27	土		27	火		27	火	卒業を祝う会 ALT T
28	土		28	火	振興会太田の森祭り 前日準備	28	木		28	日		28	水	委員会⑱(引継)	28	水	下校パトロール⑩・集団下 校14:50
29	日		29	水	太田の森祭り	29	金		29	月		29	木		29	木	
30	月		30	木		30	土		30	火		30	金		30	金	
31	火		31	日		31	日		31	水	委員会⑲	31	土		31	土	

H28.10.29

第2回 葛塚東小学校・太田小学校統合実行委員会（安心安全部会）

1. スクールバス関係

- ・太田小学校保護者からの要望について

- ・太田小学校保護者の意見を反映した運行経路について（事務局案も含む）

2. 通学路の安全及び子ども見守り隊ボランティア

- ・城山地区の通学経路について（葛塚東小学校通学路と合流）

○スクールバスについて太田小学校保護者からの要望

1. スクールバス利用エリア（葛塚東小までの距離）	
乗車したい	<ul style="list-style-type: none"> ・上黒山1～3区、村新田（3～4.5 km） ・中黒山（2.8 km） ・下黒山（2.3 km） ・棕（2.0 km） ・名山（1.5 km） ・松影（4.5 km）
乗車しない	<ul style="list-style-type: none"> ・城山（1.9 km）

2. スクールバス乗降場所

- ・八幡宮（上黒山三区）
- ・太田小学校
- ・松影
- ・名山
- （※ 黒山駅については朝方、自転車や車両で危ない）

3. スクールバスの台数

- ・車両2台希望

スクールバスの仕様は、27人乗り（運転手含まない）

第2回 葛塚東小学校・太田小学校統合実行委員会（地域連携部会）

1. ふれあいスクール事業について

- ・教育委員会担当課職員からの事業説明
地域教育推進課 指導主事 菅原香代 副参事
- ・質疑応答、意見交換

2. 両校PTA・教育振興会 規約の比較

- ・葛塚東小学校PTA規約・太田小学校教育振興会規約について
- ・意見交換

3. 統合前の保護者間・地域間交流について

- ・事例1 統合前に学校行事を合同で実施し、子どもたちが一緒に活動している姿を両校保護者の方に観てもらおう。
- ・事例2 地域運動会、キャンプなどの交流行事の開催
- ・事例3 町内会等を中心とした統合前の地域ごとに組織された「地域見守り隊」の活動交流会の開催

「子どもふれあいスクール」の参加にあたって

～保護者のみなさんへ～

◆「預かる」事業ではありません。

「子どもふれあいスクール」は、お子さんをお預かり（保育）する場ではありません。多くの子どもたちが自主的に活動する居場所の提供とその見守りです。多人数のボランティアスタッフを配置し、子どもたちの自由遊びを見守っています。

※ボランティアスタッフは、運営ボランティア、事業ボランティア、学習アドバイザー等、子どもたちの様々な成長を願う地域の協力者です。



◆ご家庭でしっかりと話し合ってください。

「子どもふれあいスクール」に参加する日や帰宅する時間など、ご家庭で決めてください。（開催日はおたより等で確認ください。）お子さんには参加の約束を守り、スタッフの言うことをよく聞いて活動するように、お話ししてください。また、参加する場合はパスポートを持たせてください。

※「ふれあいスクール」でどんなことをやったかなどお子さんとの話題に話せていただきたいです。



◆中止することがあります。

学校行事や天候等により、実施時間を変更したり、中止したりすることがあります。また、台風やかぜの流行等により、急きよ子どもたちが一旦下校する場合は、活動が中止となることもあります。お子さんが急に帰宅することになりますので、その際の対応についてご家庭で決めておいてください。



楽しいイベントや周年行事の様子



ボランティアのお願い

「子どもふれあいスクール事業」の運営には、多くのボランティアのみなさんの力が必要です。地域の方々、保護者の方々、大学生や高校生、中学生等、多くの方からボランティアとして協力していただいています。ボランティアのみなさんお一人お一人の直接のお声掛けによりボランティアの輪がどんどん広がっていくことを期待しています。また、スタッフの方々子どもたちとのふれあいも大切ですが、スタッフさん同士の間でのつながりも大切にしていきたいと考えています。みなさんのご協力をよろしくお願いたします。

**未来を担う子どもたちをみんなで育てよう！
ほかの誰でもない、あなたの力が必要です。**

※新潟市子どもふれあいスクール事業の詳細なことについては、下記までお問合せください。

新潟市教育委員会 地域教育推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1
電話 025-226-3277 FAX 025-230-0421



新潟市

子どもふれあいスクール事業



- ❖子どもたちに安心・安全な遊び場を！
- ❖子どもたちに地域の大人を含め、異年齢の交流を！
- ❖地域ぐるみで、子どもたちの健全育成を！



新潟市教育委員会 地域教育推進課

事業概要

【子どもふれあいスクール事業】は、各校PTAと教育委員会が共催で進めている事業です。平日の放課後や土曜日の午前中に、子どもたちが学年の違う友だちや卒業した中学生など異年齢の子どもたちと遊んだり、地域の大人と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性や創造性、社会性などを育むことをねらいとしています。



1. どんな活動をするの

子どもたちの自由遊びが原則です。体育館や特別教室、余裕教室を利用して、子どもたちに様々な活動ができる場を提供します。

体育館では…

- ・宛ごっこ
- ・なわとび
- ・バドミントン
- ・竹馬
- ・フラフープ
- ・一輪車
- ・ボール遊び
- ・フリスビー
- ・卓球 等



特別教室や

余裕教室では…

- ・おりがみ
- ・オセロ
- ・トランプ
- ・かるた
- ・あやとり
- ・お手玉
- ・編み物
- ・ボードゲーム
- ・読書
- ・宿題 等



2. いつ活動をするの

週1~3回実施します。

- 平日の放課後 ~16:45
- 土曜日の午前中 9:00~11:45

(実施曜日や回数、時間は、学校と相談して決めます。)
(日曜日、祝日、長期休業中は実施しません。)

3. 参加できるのは

- その学校に在籍している子ども
- 子どもの保護者(保護者引率の未就学児)
- 校区内在住で、子どもと一緒に活動できる大人
- 子どもたちの活動をサポートする目的で参加する中学生、高校生、大学生、専門学校生

4. 誰がお世話をするの

保護者や地域の大人から協力いただいて、子どもたちの様子を見守ったり、一緒に活動していただいたりします。実態によ、欠の方です。

- ◇運営主任……………活動の中心となって、計画を立てる。
学校との連絡調整を図る。
当日のスタッフに指示を出す。
子どもたちの活動を見守る。
- ◇運営ボランティア…運営主任を補助し、子どもたちの活動を見守る。
子どもたちの遊びに加わる。(原則は安心・安全な見守り)
- ◇事業ボランティア…イベント等を企画した時に、子どもたちに遊びや活動を教える。
(外部講師の活用も可)
- ◇学習アドバイザー…簡単な学習を見る。



5. 中心となる組織は

各実施校では、PTA、地域、学校、教育委員会から構成する「子どもふれあいスクール運営委員会」を組織して、活動方針、活動内容等について話し合い、充実した運営に努めています。また、子どもふれあいスクールへの協力者を募ったり、課題を検討したりしています。運営委員長が招集し、毎年必ず1回は開催しています。

普段運営にあっている運営主任を中心としてボランティアのみなさんと一緒に定期的にスタッフ会議を開催し、子どもたちの遊びのルールや問題等を話し合い、みんなで共通理解を図って運営にあっています。



6. 子どもふれあいスクールを開設するには

PTAが趣旨や目的をよく理解した上で、開設に向けて主体的に準備を進めていくことが大切です。ご希望があれば職員が説明に伺います。

- 毎年、希望調査を行い、希望のある学校から順次開設します。
- ① 小学校校長会で事業概要説明 (10月~11月)
 - ② 希望調査実施 (10月)
 - ③ 希望確認、現地調査、聞き取り調査 (12月)
 - ④ 開設校決定 (翌年2月)
 - ⑤ 学校・PTA説明 (4月)
 - ⑥ 開設準備会 (5月)
 - ⑦ 子どもふれあいスクール運営委員会設置 (5月)
 - ⑧ 運営ボランティアの募集 (5月~)
 - ⑨ 子どもふれあいスクールオープン (6月~9月)

※() の内は、オープンまでの大枠を目安です。

7. 放課後児童クラブ(のまわりクラブ)とどう違うの

ねらい、実施方法が異なります。現時点では次のような違いがあります。(子どもふれあいスクールとのまわりクラブがそれぞれのよさを生かしながら連携して活動を進めているところもあります。)

子どもふれあいスクール		放課後児童クラブ(のまわり)
健全育成と地域教育力の活性化	ねらい	就労援助と児童の健全育成
小学校全学年全員(保護者、地域)	対象	登録している小学校
週1~3回を定(長期休業中は実施せず)	日時	日曜、祝日を除く毎日
無料	料 金	月額利用料+実費
運営主任1人、運営ボランティア数名(ボランティアの人数は参加人数や開放の施設箇所により若干の違いがあります。)	スタッフ	放課後児童支援員 +補助員

8. 活動中のけがの対応は

子どもふれあいスクール活動中は、教育委員会の管理下になります。活動中の事故やけがについては、次のような制度が適用されます。

- 参加している子どもや保護者の場合 → 団体総合補償制度費用保険
- ボランティアスタッフの場合 → ボランティア活動保険
- 一般参加者、保護者引率の未就学児 → 団体総合補償制度費用保険

9. 参加しての感想は

<子どもたち>

- 「いろいろな遊びができて楽しい」
- 「思い切り体を動かして遊べる」
- 「学年の違ういろいろな友だちと遊べる」
- 「いろいろな体験ができる」
- 「普段できない遊びができる」
- 「新しい友だちができる」

<保護者>

- 「テレビゲーム等で家の中で遊ぶより良い」
- 「子どもが安心・安全に遊べる」
- 「子どもがとても楽しそう」
- 「いろいろな体験活動ができる」
- 「他の学年の友だちと一緒に遊べる」
- 「地域の大人の方々と交流できる」



<運営ボランティア>

- 「子どもと遊んで楽しい」
- 「地域の子どもに声をかけるようになった」
- 「子どもから教えられることがある」
- 「違う学年の子と遊ぶようになった」
- 「地域の子どもへの関心が高くなった」
- 「地域の人の中に知人や友人が増えた」
- 「子どもが成長を見守るのがうれしい」



葛塚東小学校 P T A、太田小学校教育振興会 規約比較表

項目	新潟市立葛塚東小学校 P T A 規約	太田小学校教育振興会規約
名称、事務局	第 1 条 この会は、葛塚東小学校 P T A とい い、事務局を同校内に置く。	第 1 条（名称と事務局） 本会は、太田小学校教育振興会と称 し、事務局を太田小学校に置く。
目的	第 3 条 この会の目的は、次の通りである。 1 児童の教育について、父母と教師が 緊密に連絡して、その向上に努めるこ と。 2 会員の教養を高めること。 3 家庭・学校・地域で児童の福祉を 図ること。	第 2 条（目的） 本会は、太田小学校教育の振興を 図るため、援助・協力及び会員の 研修を深めることを目的とする。 (1) 児童の学業・体育の奨励及び 校外指導に関すること。 (2) 施設設備の充実に対する援助 に関すること。 (3) 会員対象の講演会、講習会等 に関すること。 (4) その他、本会の目的を達成す る必要な事項。
組織	第 2 条 この会は、児童の保護者と教師で 組織する。	第 4 条（組織） 本会は、太田小学校児童の保護者 及び学区民、学校職員（以下会員 という）をもって組織する。
事業	第 4 条 この会は、前条（第 3 条）の目的 を達成するため、次の事業を行う。 1 教育懇談会 2 学校と家庭の連絡及び環境整備 3 会員の研究助成、教養向上のた めの事業 4 児童の学芸奨励 5 児童の保健衛生、体力向上への 努力 6 児童の生活指導 7 町内等地域活動充実への協力 8 その他必要と認められる事項	第 3 条（事業） 本会の目的を達成するために、 下記の事業を行う。 (1) 学校の教育環境の充実を図る ための協力・援助に関すること。 (2) 児童の健全育成を図るための 協力・援助に関すること。 (3) 会員相互の研修及び親睦に 関すること。 (4) その他、本会の目的を達成す る必要な事項。
役員、委員	第 5 条 この会は、次の役員をおく。 1 会長 1 名 2 副会長 3 名 (P－2 名、T－1 名) 3 常任委員 若干名 4 学年委員（学級 4 名） 若干名 5 地区委員 若干名 6 監査委員 2 名 7 幹事 若干名 8 顧問 若干名	第 5 条（役員及び委員とその数） 本会に下記の役員及び委員を置く。 ○会長 1 名 ○副会長 3 名 (男女各 1 名 及び 1 名校長) ○事務局幹事 若干名 ○理事 1 8 名 (地区各 1 名 学級各 1 名 専門部各 1 名) ○学級委員 1 2 名 (各学級 2 名～理事、広報部各名) → 各学級 2 名ないし 3 名 理事、広

項目	新潟市立葛塚東小学校 P T A 規約	太田小学校教育振興会規約
役員、委員		<p>報部各 1 名の他役員を 1 名置く学年もある。</p> <p>○交流部長 1 名（太田チャンピオンズの代表保護者）</p> <p>・児童数減少等により欠員が生じた場合は、やむ得ないこととする。</p> <p>○地区委員 若干名 （地区の実情により置かなくてもよい。）</p> <p>○会計監査員 2 名</p> <p>○顧問 若干名</p>
選出	<p>第 7 条 役員を選出は、次の通りである</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長・副会長・監査委員・幹事は、選考委員会で選考し、総会で承認する。 2 町内代表の地区委員は、地区の子供会・育成会会長に委嘱する。 3 学年委員代表の学年委員長及び副委員長は、学年委員会で互選する。 4 教師代表の評議員は、校長の推薦による。 5 専門部長及び副部長は、専門部会で互選する。 6 相談役を置くことができる。委嘱は会長が行う。 	<p>第 7 条（役員及び委員の選出方法）</p> <p>会長、副会長は理事会において選出し、総会で承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 理事は各地区並びに各学級より、学級委員は各学級より、地区委員は各地区よりそれぞれ選出し、事務局へ報告するものとする。 3 事務局幹事並びに会計監査員は会長が委嘱する。 4 すべての役員選出において、三役を優先させることとする。
任務	<p>第 8 条 役員は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長は会務一切を統理する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。 3 監査委員は会務・会計を監査する。 4 幹事は、P T A 活動の企画運営の補佐にあたる。 5 常任委員は会長に協力して、会務の執行にあたる。 6 評議員は緊急事項あるときに招集され、緊急事項を処理する。 7 学年委員は、学年 P T A 活動の企画運営にあたる。 8 専門部員は、第 4 条の事業企画立案運営にあたる。 9 地区委員は、主として地区 P T A 活動の企画運営にあたる。 	<p>第 8 条（役員及び委員の任務）</p> <p>本会の役員及び委員の任務は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長は会務を統理し、会議の議長となる。但し、総会においては別に議長を選出する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。 (3) 事務局幹事は、会務の円滑な運営にあたる。 (4) 理事は事業を計画し、予算決算を審議し執行にあたる。 (5) 学級委員は学年部及び専門部に所属し、それぞれの活動の推進にあたる。 (6) 会計監査員は本会の会計を監査する。 (7) 本会の活動を進めていくために次の専門部を置く。

項目		新潟市立葛塚東小学校PTA規約	太田小学校教育振興会規約
役員、委員	任務		①広報部 広報活動の充実を図り、会員相互の理解と連携に資する。 ②役員 振興会行事等で人手が必要な場合に補助する。 ③交流部 対外的な行事への参加をとりまとめ、学校外の団体や組織との連携を図る。
	任期	第10条 会長・副会長・監査委員の任期は2年とする。幹事及び他の役員は1年とする。但し、留任は妨げない。欠員の生じた場合は、残りの任期とする。	第6条（役員任期） 役員任期は1年とし、4月に改選する。但し、満期再選を妨げない。途中交代によるものは前任者の残任期間とする。 2 副会長は男女各1名とし、次年度、1名は会長、1名は副会長となる。但し、理事会の同意を得た場合は、この限りでない。 3 会長退任後は相談役とし、1年間は要請に応じて理事会に出席する。
機関、会議	構成	第6条 この会の機関と構成は次の通りである。 1 総会 ・会員全員で構成する。 2 常任委員会 ・会長、副会長、監査委員、幹事、正副学年委員長、正副専門部長、学年主任、専門部顧問で構成する。 3 評議員会 ・学年委員、地区委員及び各学年部代表教師1名、会長副会長、監査委員、顧問及び幹事で構成する。 4 学年委員会 ・学年委員（各学級4名）で構成する。 5 専門部会 ・文化教養部、健全育成部、広報部、保健体育部の4部より構成する。	第9条（会議） 本会の会議は下記のとおりである。 ○総会 ・毎年4月開催 ・会長、副会長の承認 ・前年度会務・決算報告、事業・予算承認 ○理事会 ・随時開催 ・会長、副会長、理事、幹事で構成 ・事業計画、予算決算の審議 ○学年部会 ・随時開催 ・学年活動の計画、実施 ○専門部会 ・随時開催 ・それぞれの部での計画、実施→部での計画、実施
	役割	第9条 この会の機関の性格は、次の通りとする。 1 総会 (1) 役員の名の報告を受け承認する。 (2) 年度計画及び予算を承認する。 (3) 決算を承認する。	

項目		新潟市立葛塚東小学校PTA規約	太田小学校教育振興会規約
機関、 会議	役割	<p>(4) 規約の改正を審議して承認する。</p> <p>(5) 会務について経過報告を受ける。</p> <p>(6) 会員相互の意見を発表し、会の発展を図る。</p> <p>(7) その他必要と認めた事項を審議する。</p> <p>2 常任委員会</p> <p>(1) 事業計画案、予算案を作成し、審議・更正する。</p> <p>(2) 会長・副会長・監査委員・幹事の選考委員を選出し、選考委員の報告を受け総会に提出する。</p> <p>(3) 事業計画、予算の執行にあたる。</p> <p>(4) 規約の改正について審議する。</p> <p>(5) 会務を処理する。</p> <p>(6) 総会に提出する資料を作成する。</p> <p>(7) 緊急事項を処理する。</p> <p>3 評議員会</p> <p>(1) 緊急事項を処理する。</p> <p>4 専門部会</p> <p>(1) 部会で審議し、決定したことを処理する。</p> <p>(2) 委任・企画立案した事項を遂行する。</p> <p>5 学年委員会</p> <p>(1) 学級及び学年PTA活動の連絡にあたる。</p> <p>(2) 児童の教育について、学校・学年・学級の連携活動の推進にあたる。</p>	
経費、 会費	経費	<p>第11条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入をあてる。</p>	<p>第10条（経費） 本会の経費は会員の会費及び寄付金による。</p>
	会費	<p>第12条 この会の会費は、児童1人年額4,000円とする。</p>	
会計年度		<p>第13条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第11条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>
規約変更			<p>第12条（規約変更） 本会の規約を変更する場合は、総会において出席者の過半数の同意を要する。</p>

項目	新潟市立葛塚東小学校PTA規約	太田小学校教育振興会規約
慶弔内規、規定		<p>第13条（慶弔内規） 本会は慶弔内規を別におく。</p> <p>太田小学校教育振興会慶弔内規</p> <p>太田小学校教育振興会規約第12条にもとづき、慶弔規定（内規）を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校職員の餞別 <ul style="list-style-type: none"> ・年数にかかわらず、一律3,000円とする。 ・1年未満の場合も、同様に3,000円とする。 ・退職者には、協議のうえ相当金額の記念品を贈る。 2 会員死亡による香典 <ul style="list-style-type: none"> ・職員、保護者、顧問を対象とする。 ・香典は、10,000円とする。 ・その他、必要が生じた場合には、その都度、協議して決める。 3 児童が長期（2週間以上）にわたって入院した場合、見舞金5,000円を贈る。 4 その他、1、2、3以外に必要が生じた場合、その都度、協議して決める。 <p>（附 則） 平成 4年4月24日 一部改正 平成19年4月20日 一部改正</p>
実施・改正年月日	<p>第14条 この会の規約は、昭和55年5月19日から実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年4月19日 規約改正 2 平成28年4月25日 規約改正 （(会費を)4,500円から4,000円に改正） 	<p>第14条（附則） 本規約は、昭和47年4月17日より実施する。</p> <p>昭和50年4月22日 一部改正 昭和53年4月24日 一部改正 昭和60年4月23日 一部改正 昭和62年4月24日 一部改正 昭和63年4月22日 一部改正 平成 元年4月21日 一部改正 平成 4年4月24日 一部改正 平成 7年4月20日 一部改正 平成10年4月23日 一部改正 平成12年4月21日 一部改正 平成20年4月17日 一部改正 平成24年4月20日 一部改正 平成25年4月19日 一部改正</p>